

救急相談センター運営業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和 7 年 1 月 7 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
救急相談センター運営業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)
- (3) 業務開始日
令和 7 年 4 月 1 日 (火) から
- (4) 業務内容
別紙「救急相談センター運営業務仕様書」のとおり。
- (5) 概算事業費
本業務に係る費用は、次のとおりとする。
各年度 89,838,034 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 以内
- (6) 受託事業者の特定方法
公募型プロポーザルを実施し、最優秀提案者を特定する。
公募型プロポーザル手続等の詳細については、救急相談センター運営業務に係る公募型プロポーザル説明書 (以下「プロポーザル説明書」という。) による。

2 プロポーザル参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 参加の申込日において、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 及び広島市契約規則 (昭和 39 年広島市規則第 28 号) 第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)「総合トップページ」→「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 7 年度 方式・案件名」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合 (ダウンロードできない場合の書類を含む。) は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和 7 年 1 月 21 日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 条）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 配布場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号（広島市役所本庁舎 13 階）

広島市健康福祉局保健部医療政策課

TEL 082-504-2178 FAX 082-504-2258

E-mail healthed@city.hiroshima.lg.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和 7 年 1 月 21 日（火）までの閉庁日を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 提出場所

前記 3 (2) に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）を作成し、前記(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和 7 年 1 月 24 日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和 7 年 1 月 28 日（火）までの閉庁日を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 受付場所

前記 3 (2) に同じ。

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書（様式 2）に記入の上、電子メール又は FAX いずれかの方法で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答する。また、前記 3 (2)の場所において、令和 7 年 2 月 7 日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限

令和 7 年 2 月 7 日（金）午後 5 時 15 分

(2) 提出場所

前記 3 (2) に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出する。

7 最優秀提案者の特定

(1) 企画提案書の審査は、救急相談センター審査委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 その他

(1) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は免除する。詳細はプロポーザル説明書による。

(2) 委託料の額

企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(3) その他

詳細は、プロポーザル説明書による。